（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特例農業法人に係る農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請等）

第十一条の二　特例農業法人（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第一項に規定する特例農業法人をいう。以下この条において同じ。）が法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合についての前二条の規定の適用については、第十条第二項第三号から第六号まで及び前条第一項第六号中「農業生産法人」とあるのは「特例農業法人」と、同号チ中「農業及び農作業」とあるのは「農業、農作業及び国家戦略特別区域法第十八条第一項第三号に規定する事業」とする。

第十二条の見出しを「（農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出）」に改め、同条第一項中「農地保有合理化法人（」を「農地利用集積円滑化団体（」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「以下同じ。）は」を「以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）」を削る。

第十三条第二項各号列記以外の部分中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加え、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項」に、「第十一条の十第一項」を「第十一条の十二第一項」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十三第一項」に改め、同項第二号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に、「第十一条の九第一項の」を「第十一条の十一第一項若しくは第十一条の十二第一項の」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十三第一項若しくは第五項」に、「第十一条の九第一項に」を「第十一条の十一第一項に」に改める。

第十四条の見出しを「（農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出の受理）」に改め、同条第一項中「農地保有合理化法人」を削る。

第四十七条第五号ハ中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。第五十七条第五号ハにおいて同じ。）」に改める。

第五十七条第五号ハ中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改める。

第五十九条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　その法人が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である場合には、その法人の理事等のその法人の行う同条第一項第三号に規定する事業への従事状況

第六十一条中「のすべて」を「（当該届出を行おうとする者が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である場合には、当該要件又は同条第一項各号に掲げる要件）の全て」に改める。

第六十六条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第七十二条を次のように改める。

（利用状況調査）

第七十二条　法第三十条第一項の規定による利用状況調査は、当該調査の対象となる農地が法第三十二条第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて行うものとする。

第七十四条から第八十条までを次のように改める。

（利用意向調査）

第七十四条　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、別記様式により行うものとする。

（所有者等を確知することができない場合における所有者等からの申出手続）

第七十五条　法第三十二条第三項第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一　当該申出を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　当該申出に係る農地の所在、地番、地目及び面積

（所有者等を確知することができない場合の公示事項）

第七十六条　法第三十二条第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（利用意向調査の対象とならない農地）

第七十七条　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　法第三十五条第二項ただし書の規定による通知に係るもの

二　農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの

三　土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるもの

（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの

イ　その農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）で耕作の事業に従事するものが死亡したもの

ロ　その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの

二　法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された農地中間管理権の残存期間が一年以下であるもの

三　法第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が一年以下であるもの

第七十九条　法第三十三条第三項の農林水産省令で定める農地は、第七十七条各号のいずれかに該当するものとする。

第八十条　削除

第八十一条の見出し中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「遊休農地」を「農地」に改め、「及び見通し」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。